

普通会計財務書類に基づく財政分析（平成 20 年度決算）

作成した普通会計財務書類に基づき、総務省から示されている主な分析指標を用いて財政分析を行いました。なお、本稿では、財務書類 4 表を次のように略号表示しています。

（ 貸借対照表:BS 行政コスト計算書:PL 純資産変動計算書:NWM
資金収支計算書:CF ）

（１）社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産による形成割合を見ることにより、過去及び現世代によってこれまでに負担された割合を見ることができます。また、地方債に着目すれば、将来返済しなければならない将来世代によって負担する割合を見ることができます。

計算式

- ・ 社会資本形成の過去及び現世代負担比率（％）＝ 純資産合計 ÷ 公共資産合計 × 100
- ・ 社会資本形成の将来世代負担比率（％）＝ 地方債残高 ÷ 公共資産合計 × 100

純資産合計：35,396,331 千円（BS）

地方債残高：11,395,270 千円（BS 地方債）＋ 1,063,124 千円（BS 翌年度償還予定地方債）＝ 12,458,394 千円

公共資産合計：42,940,079 千円（BS）

● 過去及び現世代負担比率 = $\frac{12,458,394}{42,940,079} \times 100 = 82.4\%$

● 将来世代負担比率 = $\frac{11,395,270}{42,940,079} \times 100 = 29.0\%$

平均的な値としては、過去及び現世代負担比率は 50％から 90％の間、将来世代負担比率は 15％から 40％の間といわれており、本市は平均的な値に位置するといえます。

（２）歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

計算式

- ・ 歳入額対資産比率＝ 資産合計 ÷ 歳入総額

資産合計：51,342,369 千円（BS）

歳入総額：12,077,653 千円（CF 経常的収支の部）＋ 1,211,136 千円（CF 公共資産整備収支の部）＋ 36,766 千円（CF 投資・財務的収支の部）＋ 738,184 千円（CF 期末歳計現金残高）＝ 14,063,739 千円

$$\bullet \text{ 歳入額対資産比率} = \div = 3.7$$

平均的な値としては 3.0 から 7.0 の間といわれており、本市は平均的な値に位置するといえます。

(3) 有形固定資産の目的別割合

有形固定資産（BS）の行政目的別割合を見ることにより、行政分野ごとの公共資産形成の比重を把握することができます。

単位：千円

行政目的	金額	構成比
生活インフラ・国土保全	17,753,237	41.9%
教育	14,607,700	34.5%
福祉	3,110,552	7.3%
環境衛生	1,897,341	4.5%
産業振興	1,063,683	2.5%
消防	578,005	1.4%
総務	3,368,745	7.9%
有形固定資産合計	42,379,263	100.0%

(4) 資産老朽化比率

有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価格に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数と比べて償却資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができます。

計算式

$$\bullet \text{ 資産老朽化比率（\%）} = \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産合計} - \text{土地} + \text{減価償却累計額}) \times 100$$

減価償却累計額：29,206,077 千円（BS）

有形固定資産合計：42,379,263 千円（BS）

土地：9,464,530 千円（BS）

$$\bullet \text{ 資産老朽化比率} = \div (- +) = 47.0\%$$

平均的な値としては 35% から 50% の間といわれており、本市は平均的な値に位置するといえます。

(5) 受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経

常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を見ることができます。

計算式

$$\cdot \text{受益者負担比率}(\%) = \text{経常収益} \div \text{経常行政コスト} \times 100$$

経常収益：270,171 千円（PL）

経常行政コスト：12,119,049 千円（PL）

● **受益者負担比率 = $\div$ $\times 100 = 2.2\%$**

平均的な値としては 2%から 8%の間といわれており、本市は平均的な値に位置するといえます。

（６）行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、又はどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかを分析することができます。

計算式

$$\cdot \text{行政コスト対公共資産比率}(\%) = \text{経常行政コスト} \div \text{公共資産} \times 100$$

経常行政コスト：12,119,049 千円（PL）

公共資産：42,940,079 千円（BS）

● **行政コスト対公共資産比率 = $\div$ $\times 100 = 28.2\%$**

平均的な値としては 10%から 30%の間といわれており、本市は平均的な値に位置するといえます。

（７）行政コスト対税収等比率

純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかが分かります。

計算式

$$\cdot \text{行政コスト対税収等比率}(\%) = \text{純経常行政コスト} \div (\text{一般財源} + \text{補助金等受入}(\text{その他一般財源等の列})) \times 100$$

純経常行政コスト：11,848,878 千円（PL）

一般財源：10,095,183 千円（NWM）

補助金等受入（その他一般財源等の列）：1,244,634 千円（NWM）

● **行政コスト対税収等比率 = ÷ (+) × 100 = 104.5%**

平均的な値としては 90% から 110% の間といわれており、本市は平均的な値に位置するといえます。

比率が 100% を下回っている場合は、翌年度以降へ引き継ぐ資産が蓄積されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が軽減されたこと（若しくはその両方）を表しています。逆に、比率が 100% を上回っている場合は、過去から蓄積した資産が取り崩されたか、あるいは翌年度以降へ引き継ぐ負担が増加したこと（若しくはその両方）を表しています。